

鹿児島市交通局現金コンテナ等移送警備業務仕様書

1 趣旨

鹿児島市交通局（以下「発注者」という。）が設置する鹿児島市交通局新栄営業所及び鹿児島市交通局北営業所（以下「各営業所」という。）の現金コンテナ及び現金専用袋（以下「現金コンテナ等」）を鹿児島市交通局上荒田局舎内精算室（以下「精算室」という。）へ移送警備する業務を受託者（以下「受注者」という。）が行うものとする。

2 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

現金コンテナ等移送に関する業務は次のとおりとする。

- (1) 各営業所の現金コンテナ等を毎日1回精算室へ移送すること。
- (2) 各営業所での現金コンテナ等の回収及び移送については午前8時30分から午前10時までの間に行うこと。
- (3) 現金コンテナ等については発注者が定めるものとする。
- (4) 現金コンテナ等の各営業所での收受場所については、各営業所の金庫脱着器の前とし、交通局職員が立ち合うものとする。
- (5) 空コンテナ及び空の現金専用袋については翌日の回収時まで各営業所へ返送すること。

4 業務場所

- (1) 現金コンテナ等を回収する各営業所については次のとおりとする。
 - ① 鹿児島市交通局新栄営業所（鹿児島市新栄町22番28号）
 - ② 鹿児島市交通局北営業所（鹿児島市伊敷台七丁目9番7号）
- (2) 現金コンテナ等を移送する場所は次のとおり
鹿児島市交通局上荒田局舎内精算室（鹿児島市上荒田町37番20号）

5 業務報告

発注者及び受注者は、現金コンテナ等の受け渡しについて、「別紙1」に定める授受簿を、双方保管するものとする。

6 業務を要しない日

土日祝日及び年末年始休業日（12月29日から翌年1月3日まで）とする。
ただし、3日以上の上の休業日が連続する場合などについては、前もって発注者と受注者とが協議し、別途回収及び移送日を定めるものとする。

7 業務履行に係る留意事項

受注者は、受託業務を遂行するにあたり、発注者が公営企業であることを認識し、受

託業務の内容を業務従事者に周知徹底させるとともに、業務を行うにあたっては、業務従事者の服装、言葉遣い及び就業態度等により第三者に不快の念を抱かせることのないよう指導すること。また、金銭等の事故防止に万全を期し、適正かつ確実に受託業務が遂行できるよう管理を行うものとし、次に掲げる事項を厳守することとする。

- (1) 現金コンテナ等回収及び移送は2人1組による業務従事者で対応すること。
- (2) 業務従事者のうち1人は警備業法に定める貴重品運搬警備業務2級以上の有資格者を配置すること。
- (3) 現金コンテナ等の移送には貴重品運搬警備業務用車両を用いること。
- (4) 受注者は、発注者との連絡が緊密に取れる体制を整えること。
- (5) 受注者は、発注者から業務従事者の不適切な対応について指摘を受けた場合は、速やかに是正、必要な措置を講じるとともに、その結果を報告すること。

8 損害賠償

受注者は、委託業務の実施に際し受注者の責めに帰すべき事由によって発注者に対し損害を与えた場合は、受注者はその損害一切を賠償しなければならない。受注者が第三者に損害を与えた場合も同様とし、発注者に対し一切の損害を及ぼさないものとする。

9 労働環境の確認に関する特記事項

- (1) 受注者は、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員に係る労働環境に関し、鹿児島市交通局指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。
- (2) 発注者は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。
- (3) 発注者は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。

10 その他

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに従事者の中から責任者を定めるとともに、従事者名簿（氏名、経験年数、採用年月日、資格及び緊急連絡先等を記載）を発注者に提出するものとし、従事者に異動が生じたときは、直ちに異動届を提出するものとする。
- (2) 前項で定める責任者は、全従事者を統括し、事故発生の際は速やかに発注者に報告するとともに、その対応について発注者の指示を仰ぐこととする。また、事故発生の原因を調査し、事故対応後の経過について発注者に報告を行なうこととする。

